

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 14 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送について

「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和 2 年 3 月 6 日付け事務連絡）において、いくつかの仮定を設定した上で数理モデルに基づいて作成した新型コロナウイルス感染症の流行シナリオ（以下「シナリオ」という。）に基づき、国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の確保のため、地域のピーク時の外来受診患者数、入院治療が必要な患者数、重症者数を計算するための数式をお示しするとともに、シナリオで示されるピーク時の医療需要に備えた入院医療提供体制等の整備の考え方や施策について、「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和 2 年 3 月 26 日付け事務連絡）の別添（以下「3 月 26 日事務連絡別添」という。）においてお示したところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、新型コロナウイルス感染症患者の転院等が必要となることが想定され、一層の広域調整が必要となることから、特に搬送にかかる情報共有等に関して下記の通りとりまとめたので、その内容を御了知の上、管内の医療機関や市区町村などの関係各所への周知の程お願いします。

なお、下記の内容については総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。

記

3月26日事務連絡別添のⅤ.で示した対応に加え、以下の点につき留意すること。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者在院している医療機関（以下入院医療機関という。）から他の医療機関（以下搬送先医療機関という。）へ搬送する場合、入院医療機関は同医療機関の所在地を所管する都道府県において設置されている、3月26日事務連絡別添のⅡ.において示された「都道府県調整本部」に対して、事前に入院医療機関から以下の点を連絡すること
 - ① 転院する患者に関する情報（氏名、入院日、症状等）
 - ② 搬送先医療機関名（調整済みの場合）
 - ③ 搬送手段、搬送者の所属、車両の所有機関名（調整済みの場合）
- 2 1の連絡を受けた都道府県調整本部は、搬送先医療機関の所在地を所管する市町村又は保健所に以下の点を連絡し、当該市町村又は保健所との連携を図ること
 - ① 転院する患者に関する情報（氏名、入院日、症状等）
 - ② 搬送先医療機関名（調整済みの場合）
 - ③ 搬送手段、搬送者の所属、車両の所有機関名（調整済みの場合）
- 3 1の連絡を受けた都道府県調整本部であって、搬送先医療機関や搬送手段が定まっていない場合、同本部において調整を行うこと
- 4 都道府県調整本部を設置してない都道府県においても、入院医療機関は同医療機関の所在地を所管する保健所に対して1に示した事項を事前に連絡するとともに、同保健所において2及び3にかかる対応を行うこと
- 5 なお、上記の取り扱いに関して、各都道府県等において関係者と協議の上、同内容と別の取り扱いとすることは妨げない